

産業廃棄物の処理を委託されている皆様へ

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者は、毎年6月30日までに、前年度の1年間に交付したマニフェストに関して、排出事業場毎に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成し、都道府県知事に提出しなければなりません。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは

産業廃棄物の排出事業者がその処理を産業廃棄物処理業者に委託する際、排出事業者が産業廃棄物処理業者に対して交付する伝票のことで、産業廃棄物の移動状況、処理状況等を排出事業者自らが把握し、委託契約どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認できるようにすることで、産業廃棄物の適正な処理を確保するものです（廃棄物処理法第12条の3第1項）。

マニフェストを交付した排出事業者は、排出事業場毎に1年間の交付状況を取りまとめ、都道府県知事に報告しなければなりません（廃棄物処理法第12条の3第7項）。

なお、電子マニフェストの利用分については報告不要です。電子マニフェスト制度については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWNET）のページをご覧ください。

JWNET: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/index.html>

奈良県知事あて報告対象者

産業廃棄物を生ずる事業場が奈良県内（奈良市を除く）にあり、前年度中にマニフェストを交付した事業者

※産業廃棄物を生ずる事業場^{（注）}が奈良市内の場合は、提出先が奈良市役所廃棄物対策課

（電話：0742-71-3001）ですので、御注意ください。

（注）産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場や医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設も該当します。なお、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所が該当します。

提出期限

令和7年6月30日（月）

提出先

奈良県景観・環境総合センター（〒633-0062 桜井市栗殿 1000） 電話：0744-47-3805

報告内容

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに交付したマニフェストについて様式第3号に記載

提出方法

次のいずれかの方法

- ・奈良スーパーアプリ (<https://nsa.pref.nara.jp/gap/>)
- ・Eメール（宛先：sanpai@office.pref.nara.lg.jp）
- ・電子申請システムe古都なら (<https://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>)
- ・紙面（直接又は郵送）※受付印を押印した控えが必要な場合は、正本1部副本1部に切手を貼った返信封筒を同封

問合せ先

奈良県廃棄物対策課産業廃棄物第一係（〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地） 電話：0742-27-7022

報告書（様式第3号）のダウンロード、記入の手引き、記入例等については、下記の奈良県廃棄物対策課ホームページに掲載していますので、報告書作成等の際に御活用ください。



<https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12644>